

普通貯金無利息型（決済用）規定 新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">普通貯金無利息型（決済用）規定</p> <p>1～13. 省略</p> <p>14. (解約等)</p> <p>(1) この貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この貯金の貯金者が第12条第1項に違反した場合</p> <p>③ この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</p> <p>④ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p><u>⑤ この貯金口座の口座開設申込時における貯金者の説明や提</u></p>	<p style="text-align: center;">普通貯金無利息型（決済用）規定</p> <p>1～13. 省略</p> <p>14. (解約等)</p> <p>(1) この貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この貯金の貯金者が第12条第1項に違反した場合</p> <p>③ この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</p> <p>④ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。</p> <p><u>(追加)</u></p>

改正後	改正前
<p data-bbox="378 245 1088 371"><u>出資料の内容に偽りがあると判明した場合、またはこの貯金口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時において貯金者が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合</u></p> <p data-bbox="349 387 1088 464">⑥ ①～⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</p> <p data-bbox="226 480 338 512">以下省略</p> <p data-bbox="203 576 389 608">15. 以下省略</p> <p data-bbox="199 716 869 748">附則（22 J 企推特発第 169 号、第 170 号および第 171 号）</p> <p data-bbox="217 764 320 796">（実施日）</p> <p data-bbox="230 812 792 844">この規定は、平成 22 年 4 月 30 日から実施する。</p> <p data-bbox="217 908 293 940">（省略）</p> <p data-bbox="199 1003 562 1035">附則（2021J 革特発第 1208 号）</p> <p data-bbox="217 1051 320 1083">（実施日）</p> <p data-bbox="230 1099 741 1131">この規定は、2022 年 4 月 1 日から実施する。</p> <p data-bbox="199 1195 546 1227">附則（2022J 革特発第 237 号）</p> <p data-bbox="217 1243 320 1275">（実施日）</p> <p data-bbox="230 1291 757 1323">この規定は、2022 年 11 月 4 日から実施する。</p>	<p data-bbox="1279 245 2018 322">⑤ ①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</p> <p data-bbox="1155 480 1267 512">以下省略</p> <p data-bbox="1133 576 1319 608">15. 以下省略</p> <p data-bbox="1128 716 1798 748">附則（22 J 企推特発第 169 号、第 170 号および第 171 号）</p> <p data-bbox="1146 764 1249 796">（実施日）</p> <p data-bbox="1160 812 1722 844">この規定は、平成 22 年 4 月 30 日から実施する。</p> <p data-bbox="1146 908 1223 940">（省略）</p> <p data-bbox="1128 1003 1491 1035">附則（2021J 革特発第 1208 号）</p> <p data-bbox="1146 1051 1249 1083">（実施日）</p> <p data-bbox="1160 1099 1671 1131">この規定は、2022 年 4 月 1 日から実施する。</p> <p data-bbox="1128 1195 1476 1227">附則（2022J 革特発第 237 号）</p> <p data-bbox="1146 1243 1249 1275">（実施日）</p> <p data-bbox="1160 1291 1688 1323">この規定は、2022 年 11 月 4 日から実施する。</p>

改正後	改正前
<u>附則（2022J 革特発第 702 号）</u> <u>（実施日）</u> <u>この規定は、2022 年 11 月 14 日から実施する。</u>	<u>（追加）</u>